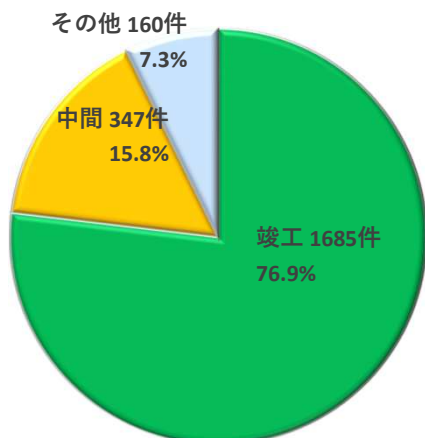


◇令和7年度の工事検査実績は以下のとおりです。

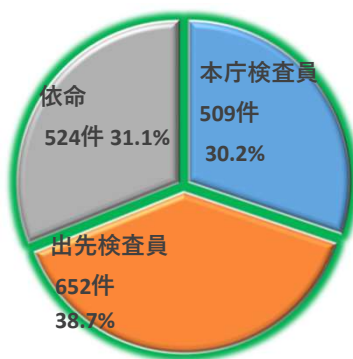
◇データ集計期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

1 実績/全体

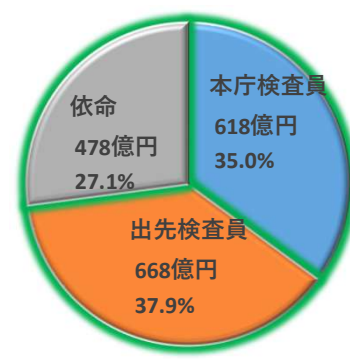
① 検査件数（検査区分別・検査員別）



総検査件数 2, 192件



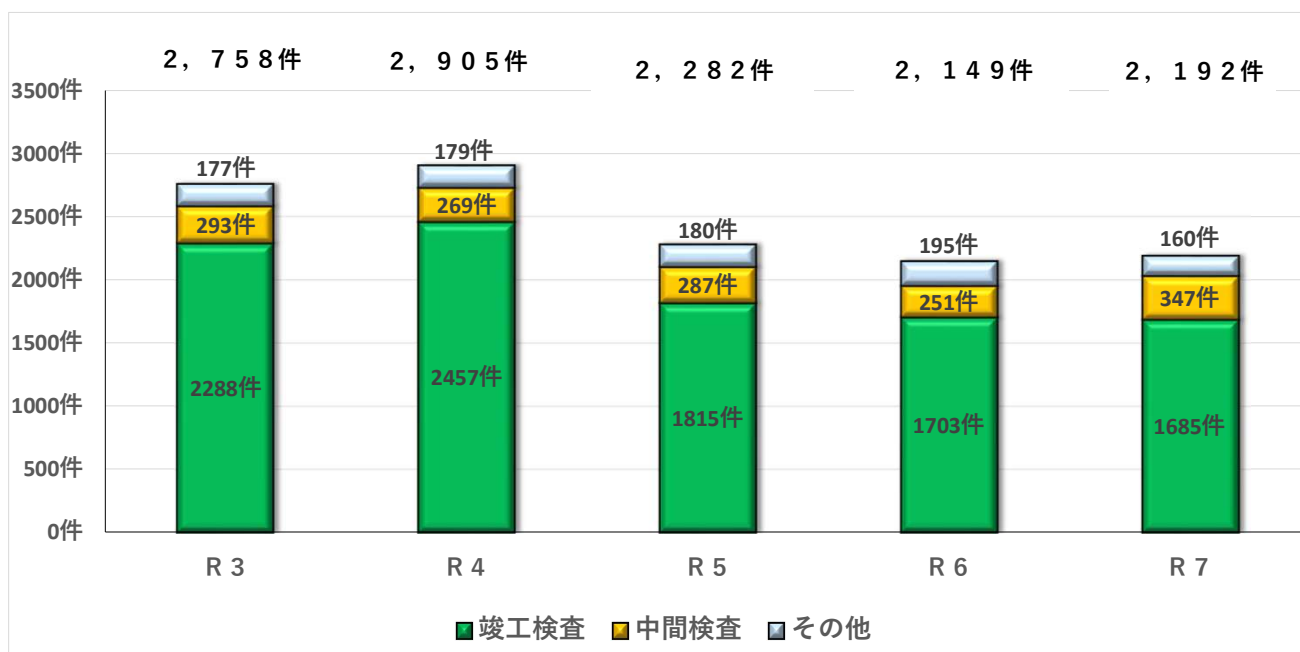
竣工検査件数 1, 685件



竣工検査総額 1, 765億円

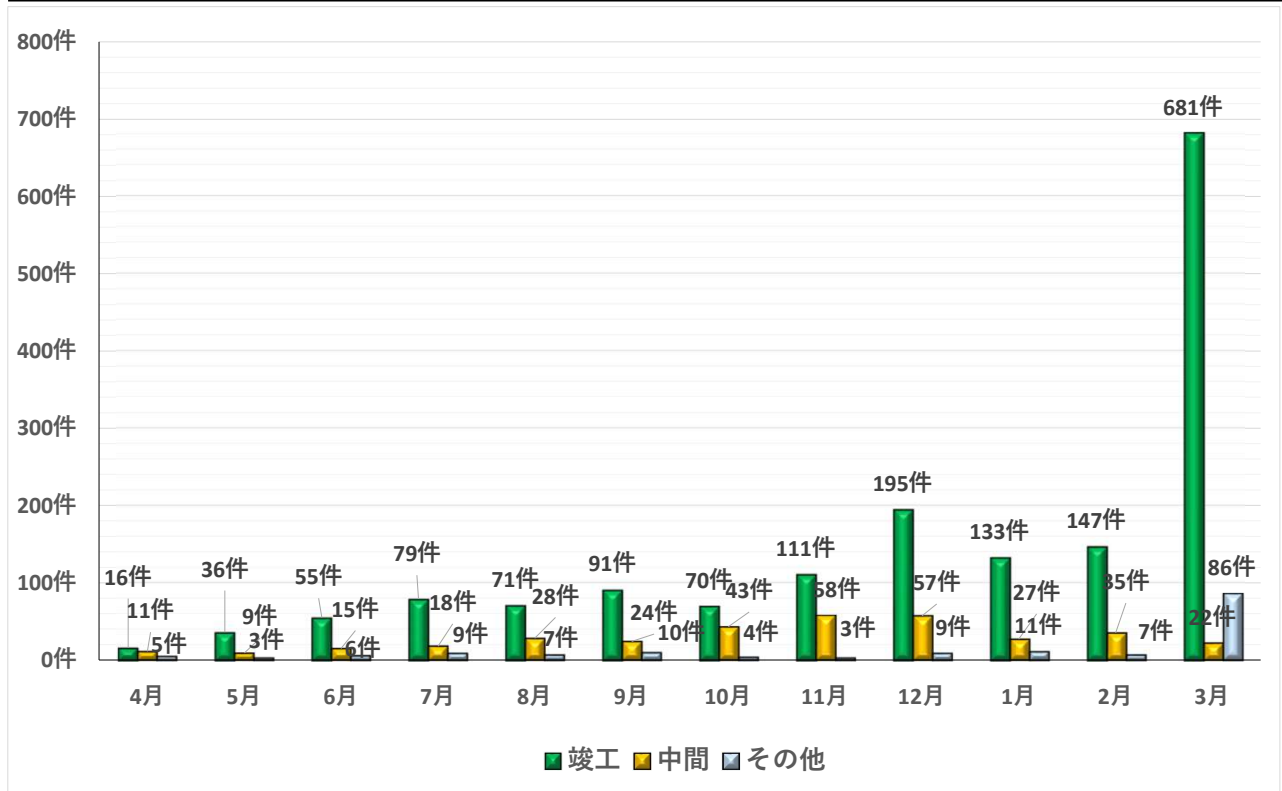
◇令和7年度の総検査件数は2, 192件でした。うち、竣工検査は1, 685件（76.9%）、中間検査は347件（15.8%）でした。「その他」は、「一部竣工検査」及び「既済部分検査」です。竣工検査のうち本庁検査員検査は509件（30.2%）、618億円（35.0%）、出先検査員検査は652件（38.7%）、668億円（37.9%）でした。

② 過去5年間の検査件数の推移



◇令和4年度までは令和元年東日本台風の関連工事により増加傾向にありましたが、令和7年度の総検査件数は2, 192件と令和5年度、令和6年度と同程度でした。

③ 月別の検査件数

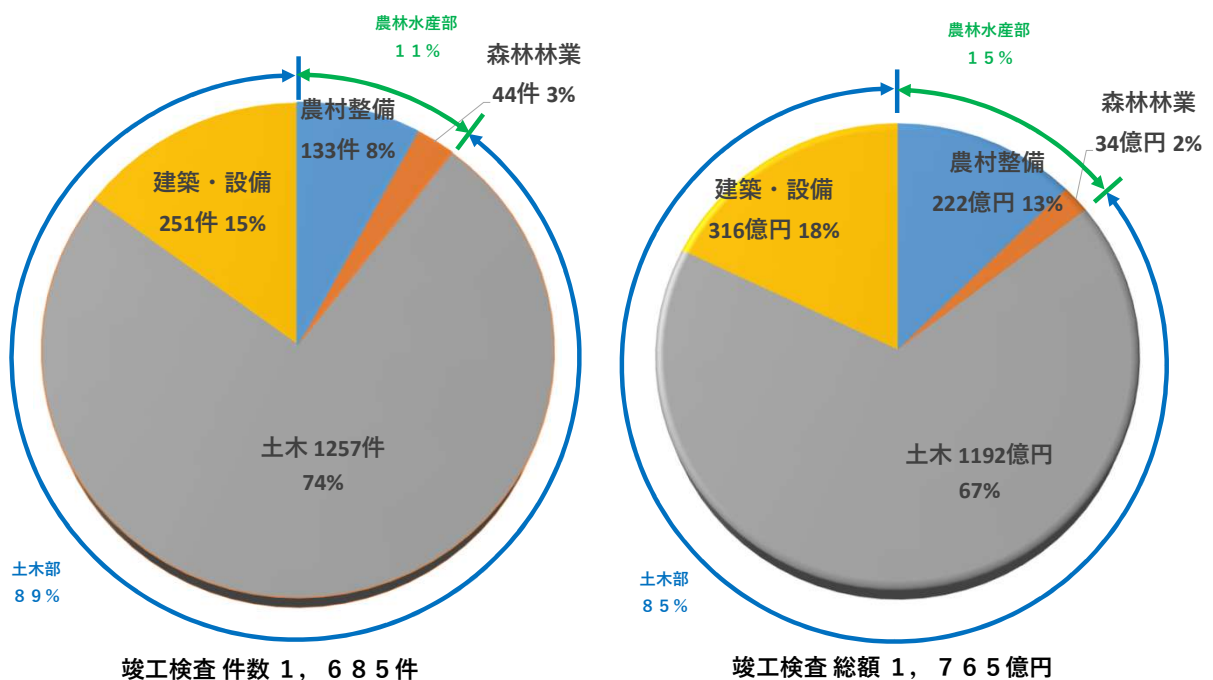


◇月ごとの竣工検査件数は、例年と同じ傾向で3月に検査が集中しています。

令和7年度は中間検査を347件実施しました。

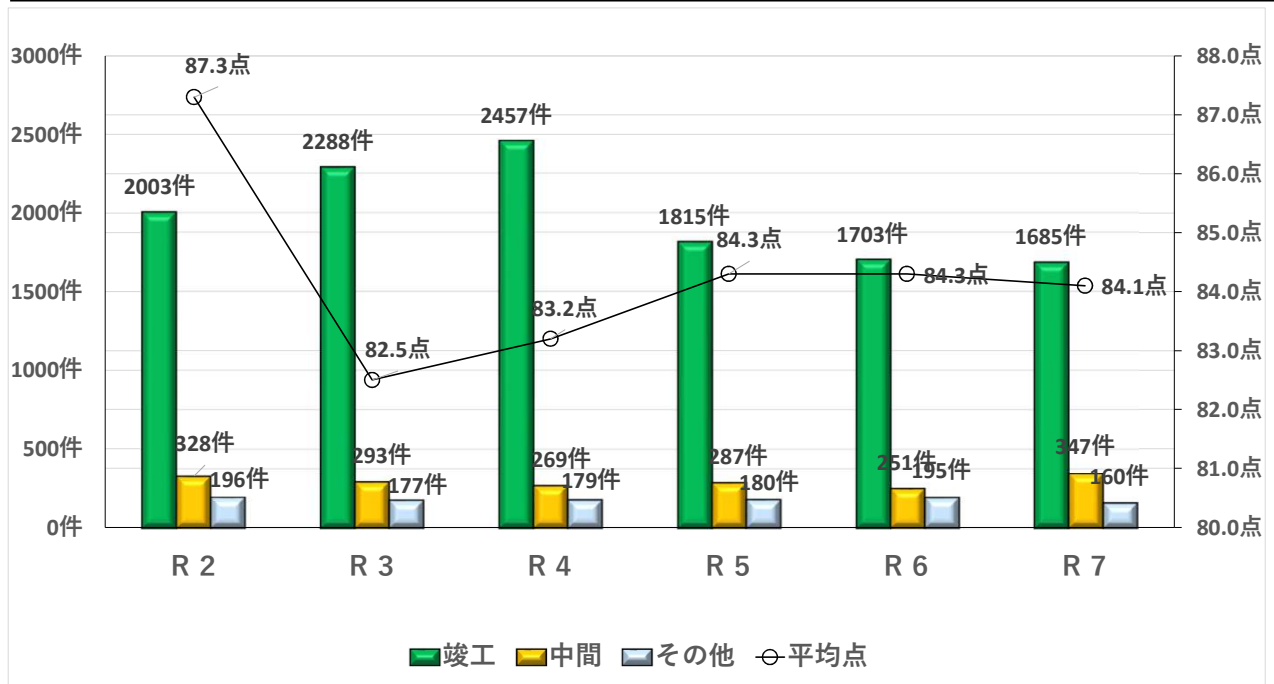
中間検査は、出来形、品質及び適正な施工を確保するため工事施工中の重要な変化点等で実施するものですが、計画的に中間検査を実施することで竣工検査時の負担も軽減されます。

④ 竣工検査件数の内訳（発注者区分・金額）



◇竣工検査件数は土木部(土木、建築・設備) 89%、農林水産部(農村整備、森林林業) 11%、金額では、土木部(土木、建築・設備) 85%、農林水産部(農村整備、森林林業) 15%でした。

⑤ 工事成績平均点の推移

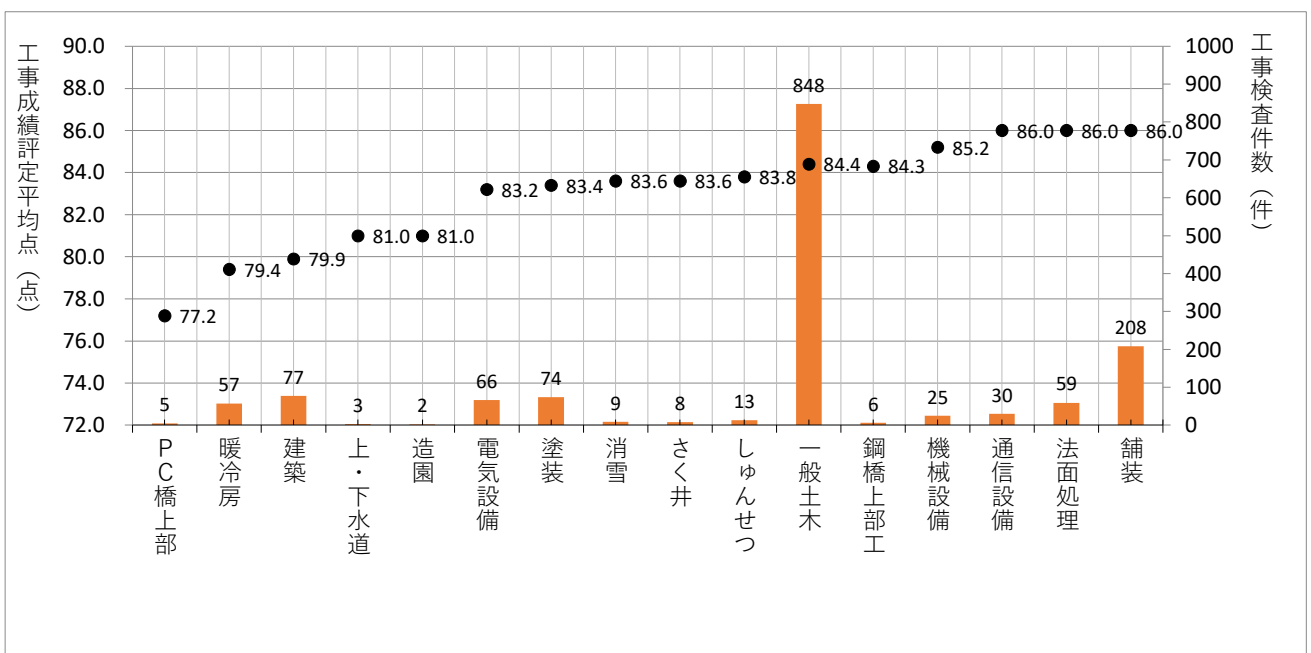


◇令和7年度の工事成績の平均点は84.1点で令和6年度と同水準となっています。

◇工事成績の平均点が令和3年度に82.5点と下がったのは、「被災者雇用」と「工事受注」の評定点への加点が令和3年4月1日で終了したことが主な原因と考えられます。

⑥ 工種別平均点

発注工事種別	P C 橋上部	暖冷房	建築	上・下水道	造園	電気設備	塗装	消雪	さく井	しゅんせつ	一般土木	鋼橋上部工	機械設備	通信設備	法面処理	舗装	計
平均点	77.2	79.4	79.9	81.0	81.0	83.2	83.4	83.6	83.6	83.8	84.4	84.3	85.2	86.0	86.0	86.0	84.1
対象件数	5	57	77	3	2	66	74	9	8	13	848	6	25	30	59	208	1,490



◇全体平均84.1点に対して、工事件数の多い業種の順に、一般土木84.4点、舗装86.0点、建築79.9点、塗装83.4点、電気設備83.2点となっています。

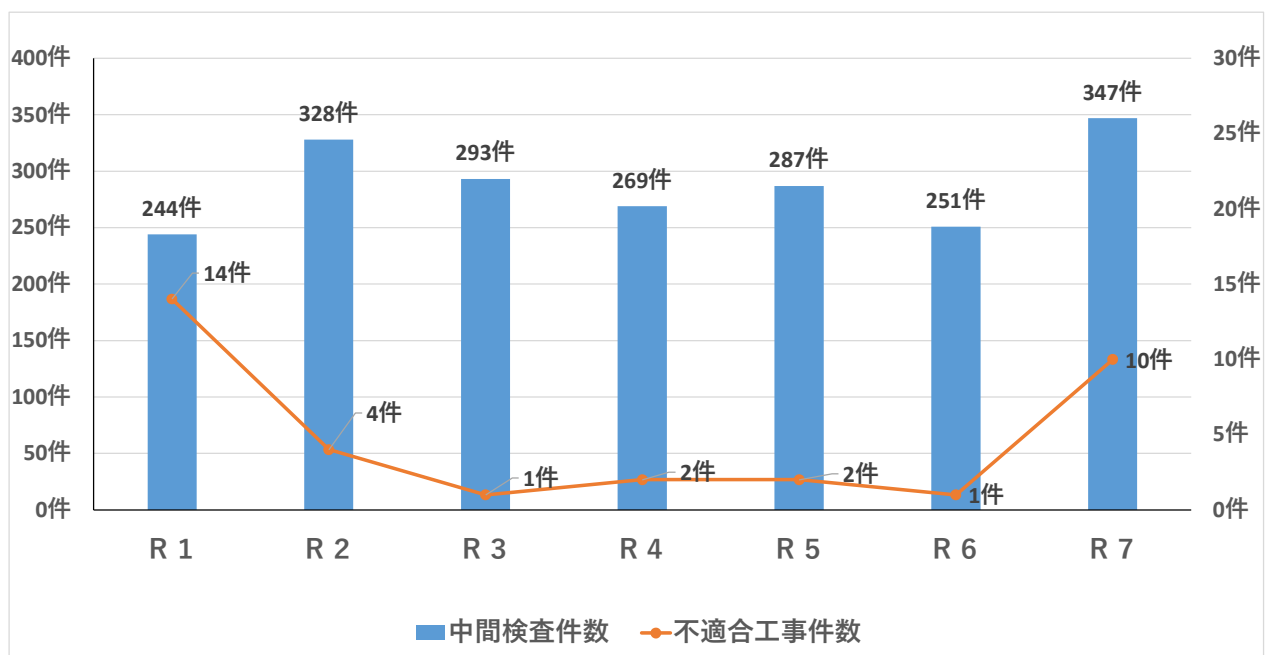
2 令和7年度検査結果（まとめ）

① 令和7年度検査結果と令和8年度目標

■ 令和7年度の検査件数は、2,192件と令和6年度比で43件（3.4%）増加しました。
竣工検査は18件減少し、中間検査は96件増加しました。

■ 令和7年度の竣工検査の工事成績の平均点は84.1点と令和6年度（84.3点）と同水準と
なっています。

■ 令和7年度の不適合工事は10件でした。



■ 令和8年度は、「第3期復興・創生期間」の初年度であり、県民の安全・安心な暮らしの確保に向け、避難地域等の復興と防災・減災、国土強靱化等の工事を着実に進めるため、契約の適正な履行を確認するとともに、安全で良好な品質の公共施設を提供するため、適正かつ厳正な工事検査を実施してまいります。

■ 不適合工事の発生状況等検査に関連する情報を適時発信するとともに、令和8年度も引き続き中間検査の積極的な活用を呼びかけてまいります。

■ 円滑で効率的な工事検査を行うことを目的に、令和2年度からインターネットの双方向通信による遠隔臨場検査を実施しており、令和8年度も引き続き遠隔臨場検査を推進してまいります。

② 令和6、7年度の不適合工事の分析

■ 令和6年度、令和7年度の不適合工事の分析

□ 不適合工事は、令和6年度に1件、令和7年度に10件発生しております。

○ 令和6年度に発生した不適合工事は1件で、コンクリート土留工において、コンクリート打設後の所定の養生期間を確保しないまま次の打設を行ったことから、品質の確認ができなかった工事です。

○ 令和7年度に発生した不適合工事は10件で、以下のとおりです。

A工事：石積工において、裏込砕石の「出来形（厚さ）」が不足していた。

埋め戻された底張コンクリートの「出来形（厚さ）」が確認できない。

再生骨材の「品質確認証明書」が無く、品質が確認できなかった。

B工事：張ブロック工の出来形管理について、共通仕様書で定める「測定項目」「測定基準」を満足することが確認できない。

コンクリートの品質管理について、共通仕様書で定める「試験頻度」を満足することが確認できない。

C工事：区画線の「出来形（延長）」が満足することが確認できない。

D工事：残土処理工（土砂運搬・整地）が設計数量を満たすことが確認できない。

E工事：体育館床改修の「出来形（面積）」が確認できない。

F工事：岩掘削後のコンクリート不陸整正の実施が確認できない。

岩掘削後の仕上がり面に岩石を存置しており、「仕上がり面（施工延長）」が確認できない。

G工事：電線共同溝の「出来形（埋設深、延長）」が確認できない。

H工事：区画線の「出来形（幅）」が不足していた。

I工事：P C 桁（JIS桁）に補修した痕跡があり、補修方法等が不明で品質を満足していることが確認できない。

無収縮モルタルについて、共通仕様書で定める「圧縮強度試験」の状況が確認できない。

J工事：伸縮継手工において、地覆シール材の出来形（延長）が確認できない。

□ 不適合工事とならないためには、該当する工種について「共通仕様書」及び「特記仕様書」をよく確認することが重要です。

また、中間検査時に不具合箇所が判明した場合でも工期内の改善が図られるため、不適合工事防止のためにも中間検査が大変有効と考えており、引き続き積極的な活用をお願いします。

□ 次ページに最近の不適合工事の発生事例を踏まえ、不適合工事防止のためのチェックシートを掲載しているので、活用して下さい。

【不適合工事防止のためのチェックシート】

工 種	チェック	チェック内容	具体的な対応
共 通	<input type="checkbox"/>	「 <u>検査日前日には現場を確認</u> 」しましたか？	現場の状態が変わっていることがあるので、 <u>検査日前日は必ず現場を確認し、不具合等があった場合は速やかに対応</u> してください。
	<input type="checkbox"/>	「 <u>検査時の検測機械</u> 」は予備の機械も準備しましたか？	<u>機械の不具合</u> により正確な数値が確認できず 不適合となる場合がある ので、念のため <u>予備の機械を準備</u> しておいてください。
	<input type="checkbox"/>	「 <u>出来形管理</u> 」「 <u>品質管理</u> 」の結果資料は漏れなく揃っていますか？	<u>不可視部分の「出来形管理」、「品質管理」が最終的に確認できない場合は不適合</u> となります。漏れなく揃っているか、検査前までに <u>共通仕様書や施工計画書（施工管理計画）などと対比し確認</u> しておいてください。
道路 (土工)	<input type="checkbox"/>	「 <u>路体盛土工・路床盛土工の現場密度試験の実施頻度</u> 」は間違いないですか？	<u>路体盛土工・路床盛土工の現場密度試験は、施工土量が路体5,000・路床1,500㎡未満の場合は3回以上実施</u> して下さい。(※1回の試験につき3孔で測定し、 <u>3孔の最低値で判断</u>)
道路 (土工)	<input type="checkbox"/>	「 <u>路盤工の現場密度試験の実施頻度</u> 」は間違いないですか？	<u>路盤工の現場密度試験は、下層路盤・上層路盤毎に施工面積が1,000～3,000㎡の場合は、3回(孔)実施</u> して下さい。
道路 (舗装工)	<input type="checkbox"/>	「 <u>A s舗装工の現場密度試験の実施頻度</u> 」は間違いないですか？	<u>A s舗装工の現場密度試験は、表層・基層毎に施工面積が1,000～3,000㎡の場合は、3回ずつ実施</u> して下さい。
道路 (側溝工)	<input type="checkbox"/>	「 <u>側溝工の延長</u> 」は中心部で管理していますか？	<u>曲線区間の延長は左右で異なるため、短い方の延長で管理すると出来形不足で不適合になるおそれがあります。</u>
河川 (護岸工) (法枠工) (擁壁工)	<input type="checkbox"/>	「 <u>コンクリートの圧縮強度試験</u> 」は1日1回以上、20～150㎡ごとに1回実施していますか？(※小規模工種で1工種当りの使用量が50㎡未満の場合は、1工種1回以上の試験、または工場の品質証明書のみとすることができると)	<u>場所打コンクリートによる擁壁工(高さ1m以上)、コンクリート張護岸工、法枠護岸工や高さ1m以上の擁壁工のコンクリート圧縮強度試験は、50㎡未満でも小規模工事に該当しないため、1日1回以上又は20～150㎡ごとに供試体を採取して下さい。</u> ※プレキャストのコンクリートブロック積(張)工は除く。
対象となる コンクリート 構造物	<input type="checkbox"/>	「 <u>コンクリートの圧縮強度試験</u> 」は28日強度試験を実施し、規定の強度を確認していますか？	<u>コンクリート圧縮強度は、推定式による強度の確認は認められていないため、28日強度の確認が困難な場合は発注者と協議</u> してください。 <u>協議していない場合は不適合工事</u> になります。
対象となるコ ンクリート構 造物 (重要構造物)	<input type="checkbox"/>	<u>クラックの最大ひび割れ幅は0.2mm以上</u> となっていませんか？(水密性を要求される場合は0.05mm)	<u>重要構造物(高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル、高さ3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム、スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド)においては、「ひび割れ発生状況調査要領」に基づき調査を実施し、調査結果を監督員に提出</u> してください。

3 その他

① 発注者・受注者の皆様へ

- ◇ 皆様には、日頃より円滑な工事検査の実施にご協力いただきありがとうございます。
工事検査課では「**工事検査の適正かつ厳正な実施**」並びに「**円滑で効率的な工事検査の実施**」を目標として、令和8年度の工事検査に取り組んでいるところです。
- ◇ また、工事施工段階での確認や指導が工事の品質確保に有効な手段であることから「中間検査」の活用を促進するとともに、効率的な検査実施に向け「遠隔臨場検査」を行っているところであります。
- ◇ 引き続き、安全で高品質な公共施設を提供するため、適正かつ厳正な工事検査を実施するとともに、工事成績評定の客観性、透明性、公平性の向上に取り組んでまいりますので、発注者、受注者の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。
- ◇ また、令和7年度の検査実績を踏まえ、検査を実施する立場から気づいた日々の現場監督・現場の管理運営にあたって留意すべき点について、以下に記載しましたので参考にしてください。
 - ・設計図書の内容を理解し、設計図書（特に図面）と現場が整合しているかよく確認する。
 - ・元請けの現場代理人、技術者は現場の状況をしっかり把握し、下請け任せにならないようにする。
 - ・発注者（監督員）と受注者（現場代理人）は現場管理におけるコミュニケーションを大切にし、変更の有無や工程の進捗について情報の共有に努める。
 - ・現場経験が浅い技術者については、上司や熟練者が積極的にサポートするよう努める。
 - ・竣工検査では、自信を持って工事目的物を説明できるよう現場と竣工書類の内容をよく確認する。

② 検査対象箇所の写真（主なものを抜粋）

写真-1



小名浜道路（いわき上三坂小野線）道路橋りょう整備工事（いわき市）

写真-2



藤沢地区地すべり対策工事（喜多方市）

写真-3



復興祈念公園都市公園整備工事（浪江町・双葉町）

写真-4



福島県郡山合同庁舎整備工事（郡山市）

写真-5



中島地区治山施設工事（飯館村）

写真-6



瀬戸地区農地中間管理機構関連工事（いわき市）